

2015年12月25日

新設分割に係る事前開示書面

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役 田中 達也

当社は、2015年12月24日付で作成した分割計画書に基づき、当社が営む携帯端末事業を新たに設立する富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社（以下「新設会社」という）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という）を行うことといたしました。

本件新設分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容

新設分割計画の内容は、別添1のとおりです。

2. 本件新設分割の対価の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

交付する株式数については、当社が新設会社の完全親会社となり、割当比率に利害関係を有する第三者が存在しないことから、新設会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、本件分割に際して普通株式8,000株を新たに発行し、そのすべてを当社に割当て交付することといたしました。

(2) 資本金および準備金の額の相当性に関する事項

資本金および資本準備金については、新設会社が承継する資産等および新設会社の今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするため、以下の資本金および資本準備金の額とすることといたしました。

- ①資本金の額 : 400百万円
- ②資本準備金の額 : 会社計算規則第49条第1号の株主資本等変動額から上記の設立時資本金の額を控除した額とする。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

(国内普通社債の発行)

(1) 第37回無担保社債

- ・発行総額 : 20,000百万円
- ・利率 : 年0.352%
- ・発行価額 : 各社債の金額100円につき金100円
- ・償還期限及び償還方法 : 2020年7月22日(5年)、満期一括償還
- ・発行年月日 : 2015年7月22日
- ・担保 : 本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(2) 第 38 回無担保社債

- ・発行総額 : 10,000 百万円
- ・利率 : 年 0.533%
- ・発行価額 : 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- ・償還期限及び償還方法 : 2022 年 7 月 22 日 (7 年)、満期一括償還
- ・発行年月日 : 2015 年 7 月 22 日
- ・担保 : 本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

4. 債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2015 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額、負債の額、純資産の額および新設会社が当社から承継する予定の資産の額、負債の額、純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	2,036,700 百万円	1,367,818 百万円	668,882 百万円
新設会社	11,900 百万円	3,500 百万円	8,400 百万円

いずれの会社においても、資産の額が負債の額を上回っております。また、本件新設分割の効力発生日までに資産および負債の状況に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。よって、本件新設分割の効力発生日後における当社および新設会社が負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断します。

なお、新設会社が当社から承継する債務については、免責的債務引き受けの方法によるものといたします。

以上

別添 1

新 設 分 割 計 画 書

富士通株式会社

平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

分割計画書

富士通株式会社（以下「甲」という。）は、以下の計画に従い、新たに設立する会社（以下「乙」という。）に甲の携帯端末事業（以下「本件事業」という。）を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行う。

第1条（承継する事業の定義）

「本件事業」の定義は次のとおりとする。

携帯端末の研究、開発、設計、製造、販売、企画および保守・修理サポート事業

第2条（効力発生日）

乙の設立年月日および本件新設分割の効力発生日は平成28年2月1日（以下「分割期日」という。）とする。ただし、分割期日までに本件新設分割に関する必要な手続き等が終了しないときは、これを変更することができる。

第3条（乙の目的、商号、本店の所在地、本店の所在場所および発行可能株式総数）

乙の目的、商号、本店の所在地、本店の所在場所および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 目的 | 1. 携帯端末の研究、開発、設計、製造、販売、企画および保守・修理サポート
2. 前号に付帯または関連する各種機器、装置、ソフトウェアおよび部品の設計、開発、製造、製作、ライセンス、販売、輸出入
3. 前各号に付帯または関連する一切の業務 |
| (2) 商号 | 富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社 |
| (3) 本店の所在地 | 神奈川県川崎市 |
| (4) 本店の所在場所 | 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 |
| (5) 発行可能株式総数 | 20,000株 |

第4条（乙の定款）

本件新設分割により設立すべき乙の定款は別紙1のとおりとする。

第5条（乙の設立時取締役）

乙の設立時取締役は次のとおりとする。

高田 克美
齋藤 邦彰
五十嵐 一浩

第6条（乙の設立時監査役）

乙の設立時監査役は次のとおりとする。

河村 知行

第7条（乙が承継する資産、債務、その他権利義務）

乙は、本件新設分割の効力発生日において、本件事業にかかる次に掲げる資産、債務、契約上の地位、その他権利義務を甲から承継する。なお、債務の承継は免責的債務引受の方法による。乙の承継する資産および債務は、平成27年3月31日を算定基準日とし、同日現在の甲の貸借対照表を基礎として、分割期日までの増減を加減したうえで確定する。

承継する資産、債務および契約上の地位ならびにその他権利義務

- ① 本件事業にかかる半製品、原材料およびその他の流動資産

- ② 本件事業にかかる機械装置、車両運搬具、工具器具、什器備品、ソフトウェアおよびその他の固定資産
- ③ 本件事業にかかる債務（本件新設分割の効力発生日前において既に発生している債務および当該効力発生日前の原因に基づき当該効力発生日後に発生する債務（偶発債務、潜在債務、簿外債務等の認識されていない債務を含む。）を含み、後記の承継対象から除外する権利および義務の①に掲げる債務を除く。）
- ④ 本件事業にかかる契約上の地位およびこれに基づく権利義務（本件新設分割の効力発生日前において既に発生している債務および当該効力発生日前の原因に基づき当該効力発生日後に発生する債務（偶発債務、潜在債務、簿外債務等の認識されていない債務を含む。）を含み、後記の承継対象から除外する権利および義務の①に掲げる債務を除く。）

ただし、次に掲げる権利および義務については、承継の対象から除外するものとする。

- ① 本件事業にかかる債務のうち、買掛債務および未払債務
- ② 本件事業にかかる債務のうち、引当債務（退職給付引当債務を除く）以外のその他の負債（前記の承継する資産、債務および契約上の地位ならびにその他権利義務の③および④に掲げるものを除く。）
- ③ 本件事業にかかる売掛債権、仮払金およびその他債権
- ④ 本件事業に必要なと別途特定する契約上の地位およびこれに基づく権利義務
- ⑤ 本件事業にかかる産業財産権、著作権、ノウハウ、これらの使用权および実施権
- ⑥ 土地、建屋その他の不動産
- ⑦ 譲渡不可のソフトウェアライセンス

第8条（雇用契約）

本件事業に従事する従業員は甲からの出向とすることから、乙は雇用契約を承継しない。

第9条（新設会社が分割に際して発行する株式の種類および数ならびにその割当に関する事項）

乙は本件新設分割に際して普通株式 8,000 株を発行し、そのすべてを甲に割り当てる。

第10条（新設会社の資本金および資本準備金）

乙の資本金および資本準備金は次のとおりとする。

- (1) 資本金 400 百万円
- (2) 資本準備金 株主資本等変動額（会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本等変動額をいう。）から前号の額を減じて得た額

第11条（分割承認総会）

甲は、会社法第 805 条の規定により、株主総会において本分割計画書の承認を得ることなく、本件新設分割を行う。

第12条（移転手続）

甲は乙に承継させる資産について、登記、登録、通知等、権利の移転に必要な手続を乙と協力し、本件新設分割後遅滞なく実施する。

第13条（事情変更の場合）

甲は、本分割計画書作成後、分割期日までの間に、故意、過失、または不可抗力により本件事業またはこれにかかる財産に変動が生じたときは、分割条件を変更し、または本件新設分割を取りやめることができる。

第14条（分割の効力）

本件新設分割は法令に定められた官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第15条（競業避止義務）

甲は、本件新設分割の効力発生後においても、乙に対して、本件事業に関し競業避止義務を負わないものとする。

第 16 条（その他の事項）

本分割計画書に定めのない事項その他本件新設分割に関し必要な事項については、本件新設分割計画の趣旨に基づき甲がこれを決定する。

以 上

平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
富士通株式会社
代表取締役社長 田中 達也

定 款

富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社と称し、英文でこれを表すときは、FUJITSU CONNECTED TECHNOLOGIES LIMITEDとする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の各号に記載する事業を営むことを目的とする。

1. 携帯端末の研究、開発、設計、製造、販売、企画および保守・修理サポート
2. 前号に付帯または関連する各種機器、装置、ソフトウェアおよび部品の設計、開発、製造、製作、ライセンス、販売、輸出入
3. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 20,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主または取得者は株主総会の承認を得なければならない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第8条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める。

(請求、届出等の方法)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する請求または届出等は、書面によるものとし、これに第11条の届出印を押印するものとする。

2. 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する請求または届出等について、代理人が行うときは代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書面を添えるものとする。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。

2. 法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(株主等の氏名、住所および印鑑の届出)

第11条 株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、その氏名、住所および印鑑を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(基準日)

第12条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載(記録を含む。以下同じ。)された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とみなす。

2. 前項の場合のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして一定の日時現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とみなすことができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

2. 株主総会の招集は、取締役会の決議に基づき、社長が行う。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人によって、議決権を行使することができる。この場合、代理人は当社に対し株主総会ごとに代理権を証明する書面等を提出することを要する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当社の取締役は、3名以上7名以内とする。

(選 任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任 期)

第19条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。

(報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、通知の期間を短縮することができる。

(取締役会決議の省略)

第23条 当会社は議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(員数)

第25条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(選任)

第26条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金の支払い)

第30条 当社は、株主総会の決議をもって、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金の支払い)

第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第32条 期末配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はこれを支払う義務を免れるものとする。

2. 期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第 7 章 附 則

(事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から平成28年3月31日までとする。